

## 平成26年度決算外二件(省庁別審査・国会、会計検査院ほか)

[議事録 1/3]

## ・平成26年度国会所管歳出決算報告書

議員に配布する印刷物にかかる費用

議案類印刷費に含まれる会議録に対する所見

## ○吉川沙織君

民進党の吉川沙織でございます。

本日は、国会所管の決算も含まれているということでございますので、私は、国会所管の決算ということに焦点を当てて質疑をしたいと思っております。

平成26年度国会所管歳出決算報告書を見ますと、議案類印刷費に関して額が計上されています。この議案類印刷費に関してはどのようなものがこれに含まれているのか、まず参議院と衆議院それぞれに伺います。



## ○事務総長(中村剛君)

お答えいたします。御質問の議案類印刷費の主な支出項目ということだと思いますけれども、委員会会議録、予算書、決算書、公報、法案類、それから質問主意書、答弁書などでございます。

以上です。



## ○衆議院事務総長(向大野新治君)

お答えさせていただきます。

今、中村参議院事務総長からお話がありましたように、衆議院も全く同じでございます。委員会会議録、本会議録といった会議録類や、法律案、予算書、決算書、請願等の議案類のほか、公報、官報、質問主意書、答弁書などでございます。

## ○吉川沙織君

今それぞれ、委員会の会議録、それから主意書、法律案、公報等という答弁でございました。

衆議院におきましては、議院運営委員会の庶務小委員会が行われた際にはその会議録が公表されています。直近のものを見ますと、平成 27 年 8 月 26 日、衆議院議院運営委員会庶務小委員会で事務総長は、「7 番目は議案類印刷費でございます。これは、委員会議録、法律案及び公報等の印刷購入に必要な経費でございます。」とおっしゃっていますので、今、それぞれ衆議院、参議院でこの項目に何が含まれているかということを確認をさせていただきました。

そこで、この決算書、改めて平成 26 年度国会所管歳出決算報告書の議案類印刷費の項目の支出済歳出額を見ても、衆議院で約 5 億 8,500 万円、参議院で約 4 億 4,500 万円にも上っていますが、これらの印刷物のうち、議員に配付されているものの総額はどの程度になるか、参議院、衆議院それぞれに伺います。

#### ○事務総長(中村剛君)



お答えいたします。

議案類印刷費のうち先生方にお配りした会議録や公報等に関する費用の総額は、平成 26 年度実績で約 1 億 4,000 万円でございます。以上です。

#### ○衆議院事務総長(向大野新治君)

お答えさせていただきます。

衆議院の場合は、約 3 億円ということでございます。



#### ○吉川沙織君

この議案類印刷費に係る支出済歳出額のうち、各議員事務所に配付されているものの総額は、参議院に

おいては約 1 億 4,000 万円、衆議院においては約 3 億円に上るとのことでございます。

衆議院議員は、平成 26 年度決算ということでございましたら、ほぼ 480 人いた頃でございますので、3 億円を 480 人で割りますと、1 人当たり配付物に係るものが約 62 万円、参議院議員は 242 名でございますので、1 億 4,000 万を 1 人当たり直しますと約 58 万円、印刷したものを配付するのに費用が掛かっているという、こういうことでございます。

参議院規則見てみますと、参議院規則の中に「印刷して各議員に配付する。」と書かれている条文は、第 24 条、第 27 条、第 58 条、第 72 条の 4、第 80 条の 4、第 80 条の 6、第 125 条、第 153 条、第 160 条、第 165 条、第 202 条に書いてあります。この参議院規則というものが定められたのは、第 1 回国会、昭和 22 年 6 月 28 日のことでございます。今申し上げた条文の中で昭和 22 年の制定当時になかったのは、調査会に係る項目で、第 80 条の 4 と第 80 条の 6 の項目です。

このときは確かに印刷して配付するということが大事だったかもしれませんが、大きな意味を、今もちろん持っている側面はありますけれども、あったかもしれません。でも、今、時代背景も財政環境も大きく異なっています。我が参議院においても、各議員に年間配付物で約 58 万、総額 1 億 4,000 万掛かっている、このことについてはいま一度見直してもいいのではないかという時期に来ているかと思います。



ただ、参議院先例録 163、「議案は、その提出文、送付文又は回付文とともに印刷に付する」とあるように、議案等の印刷、また配付は重要なことですが、全てに関してそうあるべきかということに関しては、決算の観点からももう一回見てもいいのではないかと思います。

ここからまた少し違う観点で伺いたいと思います。

議案類印刷費に含まれる、今、衆議院事務総長からも参議院事務総長からも、議案類印刷費によって発行される印刷物の中に会議録が含まれる、こういう御答弁でございました。この会議録に関しましては、日本国憲法第 57 条にも規定されるように重要なものであると考えておりますが、参議院、衆議院、それぞれから改めて答弁をいただきたいと思います。

### ○事務総長(中村剛君)



お答えいたします。

委員会会議録にいたしましても本会議会議録にいたしましても、この会議体が生み出す大切な宝物だと思っております。会議の議題、発言、採決の内容それぞれが全て記載されていて、現在また将来にわたって参照され続ける大変重要な書類だと思っております。

以上です。

### ○衆議院事務総長(向大野新治君)



今おっしゃいました憲法 57 条の 2 項の規定が保存、公表、頒布を義務付けていますのは、基本的には、その趣旨は、議院の会議の内容を国民の前に明らかにする、それから議院の活動を国民の監視下に置くということございまして、このような意味で会議録というのは議会制民主主義にとりまして大変重要な役割を担っている、だからこそ院に永久に保存されるものと定められていると認識しております。

### ○吉川沙織君

今、衆議院事務総長、参議院事務総長から、それぞれ会議録の重要性というものについて答弁をいただきました。

衆議院においては、平成 5 年 3 月 5 日の衆議院予算委員会第一分科会や、平成 18 年 3 月の衆議院予算委員会第一分科会等で事務総長自身が、「国会の正式な記録というのは、会議録、委員会議録、本会議録でございます。」と答弁をされていましたが、参議院事務総長としては、会議録の重要性について答弁をいただいたのは今回が恐らく初めてではなかろうかと思えます。



憲法第 57 条は会議録の頒布を定めていますが、これと同時に、議院の会議は公開が原則だとも書いてあります。会議公開の原則は議会制民主主義の大原則の一つであり、今、衆議院事務総長もおっしゃいましたとおり、国民への情報提供を重視して、憲法は特に会議録を国民に公表することを衆議院及び参議院に義務付けている、こういうことが明確に言えると思えます。

参議院事務総長は、今の答弁で、将来にわたって参照され続けるのが会議録であるとお述べになりました。また、かつての衆議院事務総長の答弁で、委員会の会議録、衆議院では委員会議録と称しておりますが、これらは国会の正式な記録であるとも答弁が既になされているところです。

続きの議事録(2/3)は、[こちら](#)です。